魚津市告示第76号

無津市6次産業化推進事業補助金交付要綱の一部改正について 魚津市6次産業化推進事業補助金交付要綱(平成30年魚津市告示第108号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

魚津市長 村椿 晃

改正後

第1条・第2条 (略)

(補助金の交付)

- 第3条 市長は農林漁業者等が主体となって行う6次産業化を推進するため、 次のいずれにも該当する農林漁業者等が行う6次産業化推進事業(以下「事 業」という。) に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付す るものとする。
 - (1) 現に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民 基本台帳に記録されている者又は市内に事業所を有する団体
 - (2)

第4条 (略)

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、魚津市6次産業化推進事業補助 金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなけ ればならない。
 - (1) (4)(略)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 · 3 (略)

第6条・第7条 (略)

(実績報告)

- |第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者 | 第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者 」という。)は、事業が完了したときは、魚津市6次産業化推進事業補助金 実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなけれ ばならない。
 - (1) (4)(略)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 第9条・第10条 (略)

附則

1 (略)

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

改正前

第1条・第2条 (略)

(補助金の交付)

- 第3条 市長は農林漁業者等が主体となって行う6次産業化を推進するため、 次のいずれにも該当する農林漁業者等が行う6次産業化推進事業(以下「事 業」という。) に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付す るものとする。
 - (1) 現に市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する団体
 - (2)(略)

第4条 (略)

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、魚津市6次産業化推進事業補助 金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなけ ればならない。
 - (1) (4) (略)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 3 (略)

第6条・第7条 (略)

(実績報告)

- 」という。)は、事業が完了したときは、魚津市6次産業化推進事業補助金 実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなけれ ばならない。
 - (1) (4)(略)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 第9条・第10条 (略)

附則

1 (略)

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

改正後	改正前
3 (略)	3 (略)
様式第1号(第5条関係) 【別記1】	様式第1号(第5条関係) 【別記1】
様式第2号・様式第3号 (略)	様式第2号・様式第3号 (略)
様式第4号(第6条関係) 【別記2】	様式第4号(第6条関係) 【別記2】
様式第5号(第8条関係) 【別記3】	様式第5号(第8条関係) 【別記3】
様式第6号-様式第8号 (略)	様式第6号-様式第8号 (略)

【別記1】

改正後

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

魚津市長宛

申請者 住所又は所在地

魚津市

氏名又は名称及び代表者氏名

(電話番号)

年度魚津市6次産業化推進事業補助金交付申請書

年度において魚津市6次産業化推進事業を実施したいので、魚津市6次産業化推進事業補助金 円を交付されるよう魚津市補助金等交付規則第3条及び魚津市6次産業化推進事業補助金交付要綱第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、交付要件を確認するため、関係する者に係る市税の完納要件について担当職員が調査・確認することを承諾します。

- 1 事業計画書(様式第2号)
- 2 収支予算書(様式第3号)
- 3 事業計画位置図
- 4 見積書
- 5 その他市長が必要と認める書類

【別記1】

改正前

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所又は所在地

魚津市

氏名又は名称及び代表者氏名

_(電話番号)

年度魚津市6次産業化推進事業補助金交付申請書

年度において魚津市6次産業化推進事業を実施したいので、魚津市6次産業化推進事業補助金 円を交付されるよう魚津市補助金等交付規則第3条及び魚津市6次産業化推進事業補助金交付要綱第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、交付要件を確認するため、関係する者に係る市税の完納要件について担当職員が調査・確認することを承諾します。

- 1 事業計画書(様式第2号)
- 2 収支予算書(様式第3号)
- 3 事業計画位置図
- 4 見積書
- 5 その他市長が必要と認める書類

【別記2】

改正後

様式第4号(第6条関係)

魚津市指令 第 号

住所 (所在地)

氏名 (団体名代表者氏名)

年度魚津市6次産業化推進事業補助金交付(不交付)決 定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市6次産業化推進事業補助金について魚津市6次産業化推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長

印

- 1 交付します。(交付しません。)
- 2 交付条件
 - (1) 事業の内容又は事業に要する経費の配分の変更(20%未満の変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 積極的に出展展示又は販売活動を行うよう努めなければならない。
- (2 交付しない理由)

【別記2】 改正前

様式第4号(第6条関係)

魚津市指令 第 号

住所 (所在地)

氏名 (団体名代表者氏名)

年度魚津市6次産業化推進事業補助金交付(不交付)決 定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市6次産業化推進事業補助金について魚津市6次産業化推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長

- 1 交付します。(交付しません。)
- 2 交付条件
 - (1) 事業の内容又は事業に要する経費の配分の変更(20%未満の変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難 となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受け なければならない。
 - (4) 積極的に出展展示又は販売活動を行うよう努めなければならない。
- (2 交付しない理由)

【別記3】 改正後

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所又は所在地

魚津市

氏名又は名称及び代表者氏名

_(電話番号)

年度魚津市6次產業化推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市6次産業化推進事業補助金の交付の決定の通知があった魚津市6次産業化推進事業補助金について、魚津市補助金等交付規則第12条及び魚津市6次産業化推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

- 1 事業実績書(様式第6号)
- 2 収支決算書(様式第7号)
- 3 補助対象経費の支払を証する書類
- 4 事業実施の状況が分かる写真
- 5 その他市長が必要と認める書類

【別記3】

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

改正前

魚津市長 あて

申請者 住所又は所在地

魚津市

氏名又は名称及び代表者氏名

(電話番号)

年度魚津市6次產業化推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市6次産業化推進事業補助金の交付の決定の通知があった魚津市6次産業化推進事業補助金について、魚津市補助金等交付規則第12条及び魚津市6次産業化推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

- 1 事業実績書(様式第6号)
- 2 収支決算書(様式第7号)
- 3 補助対象経費の支払を証する書類
- 4 事業実施の状況が分かる写真
- 5 その他市長が必要と認める書類

附 則 この告示は、公表の日から施行する。